

教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：平成 29 年 3 月 27 日（月）午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
場 所：教育センター 2 階 204 会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 早藤義則、小松泰子、貴田太史、西山清和

事務局及び説明者 柏木参事、富士川課長、鈴木副課長、長田指導主事
植村非常勤指導主事、浮田図書館長、川瀬係長（美術館）

議事録署名委員：早藤委員、小松委員

※ 傍聴希望人

高橋教育長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。傍聴の申し出がございました。7 名の方でございます。ただいまの出席者数は 5 名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成 29 年湯河原町教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。会議録署名委員は、会議規則第 35 条の規定により、早藤委員、小松委員の 2 名を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

それでは、秘密会とする案件について、お諮りいたします。

案件（1）議決事項 議案第 27 号 平成 29 年度湯河原町育英奨学生の承認について、本件につきましては、個人情報を含んでおりますので、秘密会とさせていただきます。そして、議案第 39 号 教職員の人事について、これにつきましても、県の公表前ということで、ここでは秘密会とさせていただきます。

それから、（3）報告事項 ⑨ 平成 29 年度湯河原町学童保育所入所児童について、この件につきましても個人情報を含んでおりますので、秘密会とさせていただきます。いかがでございましょうか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この 3 件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、秘密会とさせていただきます。

案 件

（1）議決事項

議案第 26 号 湯河原町学童保育所運営規定の一部改正について

高橋教育長 それでは、案件に入らせていただきます。（1）議決事項 議案第 26 号 湯河原町学童保育所運営規程の一部改正について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川課長 議案第 26 号をお願いします。

（資料に基づいて、議案第 26 号 湯河原町学童保育所運営規程の一部改正について説明）

・湯河原小学校と吉浜小学校の学童保育所の定数の改正と文言の整理

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 第 3 条の定員数を変えたところですが、たしか湯河原小学校区の方が希望者が多くて、吉浜小学校区は若干少ない。ただ、全校児童数は吉浜小学校の方が多いいはずなんです。ここで「114 人」と「111 人」という違いをつくったのは、面積によるものだけなのか、必要に応じてそうしたのか、その辺はどうですか。

富士川課長 定数につきましては、湯河原小学校では 3 教室を使っております、その面積の合計が 189.6㎡となっております。国の基準でいきますと、1 人当たり 1.

65㎡が必要ですので、3教室の面積を1人当たり1.65㎡で割りますと、114人になります。今回の定数改正につきましては、この面積の最大値をとっております。

吉浜小学校につきましては、2教室を使っておりましたが、ここで学童数が増えておりますので、1教室をプラスさせていただきまして、3教室を学童保育所で使います。その合計面積が184.5㎡になりますので、1人当たりの面積1.65㎡で割りますと、111人という定数が出ますので、こちらに改正させていただこうというものでございます。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

それでは、議案第26号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号 湯河原町非常勤指導主事の任命について

高橋教育長 次に議案第28号 湯河原町非常勤指導主事の任命についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第28号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第28号 湯河原町非常勤指導主事の任命について 説明)

・1年更新、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

それでは、議案第28号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、本案は原案のとおり可決されました。

議案第29号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について

高橋教育長 次に、議案第29号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第29号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第29号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について 説明)

・前任者の任期満了によるもの、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

それでは、議案第29号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、本案は原案のとおり可決されました。

議案第30号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について

高橋教育長 次に、議案第30号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第30号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第30号 湯河原町非常勤教育指導員の任命について 説明)

・社会教育課の教育指導員、任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

早藤委員 略歴ですが、年齢が間違っています。63歳ではなく、62歳です。

柏木参事 訂正させていただきます。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

それでは、議案第30号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、本案は原案のとおり可決されました。

議案第31号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について

高橋教育長 議案第31号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

浮田図書館長 議案第31号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第31号 湯河原町立図書館協議会委員の任命について 説明)

・候補者9人、任期は平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

それでは、議案第31号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、本案は原案のとおり可決されました。

議案第32号 湯河原町非常勤社会教育推進員の任命について

高橋教育長 次に、議案第32号 湯河原町非常勤社会教育推進員の任命について、事務局から提案理由の説明をお願いします

富士川課長 議案第32号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第32号 湯河原町非常勤社会教育推進員の任命について 説明)

・任期満了に伴い、再任

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

それでは、議案第32号について、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、原案のとおり可決されました。

議案第33号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第33号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川課長 議案第33号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第33号 湯河原町生涯学習推進員の委嘱について 説明)

・2名について、任期満了によるもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、議案第33号について、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、原案のとおり可決されました。

議案第34号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第34号 湯河原町青少年相談員の委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いします

富士川課長 議案第34号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第34号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・1年更新 任期は平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、議案第34号について、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、原案のとおり可決されました。

議案第35号 湯河原町青少年相談員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第35号 湯河原町青少年相談員の委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いします

富士川課長 議案第35号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第35号 湯河原町青少年相談員の委嘱について 説明)

- ・前任者の退任によるもの 任期は平成29年4月1日から平成30年3月1日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、議案第35号について、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、原案のとおり可決されました。

議案第36号 湯河原町社会教育委員の委嘱について

高橋教育長 次に、議案第36号 湯河原町社会教育委員の委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

富士川課長 議案第36号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第36号 湯河原町社会教育委員の委嘱について 説明)

- ・前任者の退任によるもの 任期は平成29年4月1日から平成30年3月1日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

早藤委員 社会教育委員のこの中嶋先生は、先ほど言われたオギ先生の残任期間ということですね。

富士川課長 そうです。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、議案第36号について、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、原案のとおり可決されました。

議案第37号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について

高橋教育長 次に、議案第37号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第37号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第37号 湯河原町支援教育アドバイザーの委嘱について 説明)

- ・委嘱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

早藤委員 この支援教育アドバイザーの方は、湯河原町でやっていただくわけですけど、他の場所でも同じようなものがあると思います。略歴の過去のものはいいんですけど、現時点で、他のどういうところでやっているかというのも、本来入っていてもいいと思います。その辺はどうなんでしょうか。

柏木参事 現在、藤沢市学校教育相談センターと湯河原の2カ所でございます。

早藤委員 それだけですか。

長田指導主事 今年度はそうです。現在、開成町の就学判定員もやっていらっしゃいますが、私が聞いております限りでは、来年度は湯河原町と藤沢市だと伺っております。

高橋教育長 開成町は、平成29年3月までということですね。

長田指導主事 この年度末で終了と伺っております。

早藤委員 専門職ですので、たぶん他でも必要とされるのではないかとということで、他の自治体でもやっていらっしゃるんだとしたら、その分も明記されるべきだと思います。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。それでは、議案第37号について、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、原案のとおり可決されました。

議案第38号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について

高橋教育長 次に、議案第38号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第38号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第38号 湯河原町スクールソーシャルワーカーの委嘱について 説明)

・委嘱期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。それでは、議案第38号について、可決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 それでは、原案のとおり可決されました。

(2) 協議事項

協議第26号 平成29年度学校休業日について

高橋教育長 次に、(2) 協議事項 協議第26号 平成29年度学校休業日について、事務局から説明をお願いします。

柏木参事 協議第26号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第26号 平成29年度学校休業日について 説明)

・秋季休業 10月5日から10月6日まで

高橋教育長 これをもって説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第26号については、原案にご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、協議第26号については、原案のとおり決定されました。

協議第27号 平成29年度町立湯河原美術館休館日の変更について

高橋教育長 次に、協議第27号 平成29年度町立湯河原美術館休館日の変更について、

事務局から説明をお願いします。

川瀬係長 協議第27号をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度町立湯河原美術館休館日の変更について 説明)

・開館日に休館(展示替えのため)、休館日に開館(来館者のサービスに資するため)

高橋教育長 これをもって説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

西山委員 平成29年度の休館日は50日となっておりますが、これは平成28年度、平成27年度に比べて、さほど増減はありませんか。

川瀬係長 手元に資料がございませんが、たしか開館日が1日増えていたかと思えます。

お概ね1日程度の増減がございます。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第27号については、原案にご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、協議第27号については、原案のとおり決定されました。

協議第28号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について

高橋教育長 次に、協議第28号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について、事務局から説明をお願いします。

川瀬係長 協議第28号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第28号 旅館業法第3条第4項の規定に基づく施設環境の意見について 説明)

・回答案のとおり回答してよいか、意見を求めるもの

高橋教育長 これをもって説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第28号については、原案にご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、協議第28号については、原案のとおり決定されました。

協議第29号 湯河原町教育委員会後援等申請について

高橋教育長 次に、協議第29号 湯河原町教育委員会後援等申請について、協議第29号 湯河原町教育委員会後援等申請について、事務局から説明をお願いします。

柏木参事 協議第29号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第29号 湯河原町教育委員会後援等申請について 説明)

・事業の名称 箱根ジオパークオモテナシ英語プレゼン大会

高橋教育長 これをもって説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

早藤委員 申請書の開催場所について、「湯河原町役場観光会館」とありますが、違いますよね。

高橋教育長 湯河原観光会館ですね。

早藤委員 発表英文の長さですが、英文5文位と記載されていますが、文とはどういう意味でしょうか。

柏木参事 センテンスのことですね。

早藤委員 1センテンスって文と書きますか。

柏木参事 意味合いとして、1文2文ということのようです。

高橋教育長 町にも共催の申請が出ていますか。

川瀬係長 出ております。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第29号

については、原案にご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、協議第29号については、原案のとおり決定されました。

(3) 報告事項

① 平成29年度社会教育課事業計画について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項 ① 平成29年度社会教育課事業計画について、事務局から説明をお願いします。

富士川課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度社会教育課事業計画について 説明)

・社会教育関係、青少年関係、生涯スポーツ関係

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

早藤委員 町の文化祭の中で、各種団体が発表をされると思います。その会場として、ほとんどが図書館、あるいは観光会館です。例年使っている団体は優先されると思いますが、場所を使いたいというのは、いつごろ申請したら、協議されるのでしょうか。遅くなってしまって、できないといけませんので、来年度のこととしてお願いします。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

貴田委員 青少年関係で、7月の少年少女砂の芸術大会についてですが、10日(日)の予定ですが、たしか28年度は土曜日の開催だったんです。

高橋教育長 海開きとあわせています。確認しましたか。

富士川課長 確認しておりません。

貴田委員 28年度は例年と変わって、土曜日の開催になりました。

高橋教育長 だいたい海開きと同じ日に開催しているんですが、海開きが土曜日の開催になった関係だと思います。子ども会にもお知らせしなければいけませんので、早めに確認してください。

他に質疑はございますか。

早藤委員 まだ最終決定ではないと思いますが、イタリアの姉妹都市提携が進んでいる中で、訪問団が7月に、そこでスポーツ交流ということの話が出始めているということです。そうすると、7月の青少年関係や生涯スポーツの関係も絡んでくると思います。いままで行っているものに加えて、来年度だけ特別に入ってくるので、非常に難しい部分が出てくるんですけど、日程の調整について、他のイベントと重ならないように、早めにしていただきたいと思います。適宜、それぞれ主催する部署との連携を、しっかりやっていただきたいと要望いたします。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

② 平成29年度町立図書館事業計画について

高橋教育長 次に、② 平成29年度町立図書館事業計画について、事務局から説明をお願いします。

峯係長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度町立図書館事業計画について 説明)

・一般対象事業、子ども対象事業、ブックスタート・セカンドブック等

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

③ 平成29年度町立湯河原美術館事業計画について

高橋教育長 次に、③ 平成29年度町立湯河原美術館事業計画について、事務局から説明をお願いします。

川瀬係長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度町立湯河原美術館事業計画について 説明)

・平松礼二展覧会、アトリエ公開事業、講演会等

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

早藤委員 第11回現代作家展の小倉亜矢子さんについては、この近辺に在住であるとか、
どういう理由でこの小倉さんになったんですか。
川瀬係長 あまり詳しいことは申し上げられないんですが、小倉さんにつきましては、鎌
倉在住で、平松先生のご関係の方だったと思います。確認させていただきます。
高橋教育長 他に質疑はございますか。
委員 質問、意見等なし

④ 平成28年度教育委員会の点検・評価について
高橋教育長 次に、④ 平成28年度教育委員会の点検・評価について、事務局から説明
をお願いします。

柏木参事 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、平成28年度教育委員会の点検・評価について 説明)

・平成27年度事務事業対象

高橋教育長 概要の報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑤ 平成28年度人権教育に係る年間計画の取組状況(8月～12月)について
高橋教育長 次に、⑤ 平成28年度人権教育に係る年間計画の取組状況(8月～12月)
について、事務局から説明をお願いします。

長田指導主事 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、平成28年度人権教育に係る年間計画の取組状況(8月～12月)
について 説明)

・各学校の状況及び児童・生徒の発達段階や状態を踏まえて、各学校とも工夫ある
取り組みをしている

高橋教育長 概要の報告が終わりました。何かご質問はございますか。

早藤委員 湯河原小学校の校長室でのゆとりを持った会話、32人だったということですが、
何年生が中心に来たのかということと、当初は何人くらい来ることを予想して、
こういうことを行ってみようとしたんでしょうか。

長田指導主事 そこは全く把握をしておりませんで、申し訳ありません。ただ、今度、1
月から3月までの報告に載せられると思いますが、同じく28年度の新たな取り組み
として、校長先生が6年生全員と面接をされたということがございます。ですから、
人数や学年も決まります。

早藤委員 たまたま校長先生が、元中学校の先生だった。中学校では卒業前に、卒業生1
人1人と面談をするということで、印象深く、ずっと覚えているということをお聞き
します。そういうことから、こういう発想があったのかどうか。最後に面談をするの
もいけれども、このように学年の途中にやる、前期・後期の境にやるというのも、
すごくいいアイデアではないかと思います。この結果を踏まえて、もし、いいことだ
ったら、他の学校にも波及したらいいと思います。

高橋教育長 前任の松下校長先生も、そういうことをなさいましたよね。

長田指導主事 6年生の卒業時に、給食を一緒に食べながらのランチミーティングをなさ
いました。

高橋教育長 他にございますか。

小松委員 人権教育の取り組みについて、学校間で情報交換はしていますか。

長田指導主事 町の校長会で、同じように、それぞれの学校を取り組みを取りまとめさせ
ていただき、報告をさせていただいております。

高橋教育長 年間を通じてのまとめは、議会にも報告しております。他に質疑はございま
すか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 平成29年度湯河原町人権教育月間について

高橋教育長 次に、⑥ 平成29年度湯河原町人権教育月間について、事務局から説明を
をお願いします。

長田指導主事 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度湯河原町人権教育月間について 説明)

・各学校保護者向けのお知らせ

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

早藤委員 人権に関する川柳の入った「ふせん」を作ったんですが、川柳をつくった児童・生徒の氏名が、ふせんに入るべきではないかと思います。こういうのは個人の作品ですから、そこに氏名が入って、表に出るべきだと思います。しかも、こういうふうにするというのは、事前に知らされてなければいけないと思います。

それから、ポスターも同じで、貼り出す場合、しっかりと製作者が明示されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

柏木参事 まず、ふせんについてですが、製作段階では、氏名を入れるということがありました。今回初めてということで、記入する面が少なくなってしまうのではないかと。氏名が入っているのはどうなのかということで、結論に達しなかったということで、今回は氏名は入れず、川柳のみでやらせていただきました。そうしたご意見は内部でもございましたが、今回はこのようにやらせていただきました。次回以降、検討させていただきます。

長田指導主事 ポスターにつきましては、作製者を入れる、たとえば「湯河原中学校美術部作」とか部員名を入れるというご依頼を、今回は私がさせていただいておりませんが、完成が近付いておりますので、早藤委員からご指摘いただいたことは、来年度以降、申し送りをしながら、湯河原中学校美術部が作ったということが明記できるようにさせていただきたいと思います。

早藤委員 ふせんについてですが、氏名を明記できなければ、たとえばイニシャルにするとか、何らかの方法は考えていただきたいと思います。

柏木参事 検討させていただきます。

高橋教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 平成29年度湯河原町研修等事業計画について

高橋教育長 次に、⑦ 平成29年度湯河原町研修等事業計画について、事務局から説明をお願いします。

長田指導主事 資料7をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度湯河原町研修等事業計画について 説明)

・例年と異なる分を説明

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑧ 湯河原町教育センター駐車場駐車料金徴収事務委託について

高橋教育長 次に、⑧ 湯河原町教育センター駐車場駐車料金徴収事務委託について、事務局から説明をお願いします。

富士川課長 資料8をお願いします。

(資料に基づいて、湯河原町教育センター駐車場駐車料金徴収事務委託について 説明)

・東海体育指導株式会社 委託期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

高橋教育長 報告が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

(4) その他

① 2017湯河原温泉オレンジマラソンについて

高橋教育長 次に(4)その他に入ります。① 2017湯河原温泉オレンジマラソンについて、事務局から説明をお願いします。

富士川課長 いろいろご協力をいただきまして、ありがとうございます。昨日行われま

したオレンジマラソンでございますが、申込者数をご報告させていただきます。申込者数は3,120人、当日の受付が2,541人でございます。参加率は81%でございます。完走者は2,193人、70.3%でございます。特に大きな事故等もなく、終了いたしました。ありがとうございました。

高橋教育長 ありがとうございます。質疑はございますか。

早藤委員 オレンジマラソンが終わったあとの入浴サービスについて、毎年毎年改善しようとしてきた中で、今年はどうでしたか。

富士川課長 まだ、入浴施設からは報告はありませんが、町外の方が当日、ホテル・旅館で券を引き換えるのですが、観光協会の方が来られて、引換券とどこのホテル・旅館に行くという券を交換しますが、その部分で若干列ができ、だいぶ並んでいたようです。再度の改善が必要なのかということで、ブースを増やす、受付を増やすなど、改善が必要なのかと思っております。雨も降っておりましたので、もう少し早くできればと思います。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

② 危機管理リーフレットについて

高橋教育長 次に、② 危機管理リーフレットについて、事務局から説明をお願いします。

長田指導主事 リーフレットをお願いします。

(資料に基づいて、危機管理リーフレット 説明)

・年度替わりに伴う、町立学校教職員への啓発

高橋教育長 説明が終わりました。質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

③ その他

高橋教育長 次に、③ その他で何かございますか。

富士川課長 体育館横のプラネタリウムでございますが、使っておりませんでした。教育財産となっております。2月末に教育財産を廃止して、普通財産とさせていただきます。町部局の所管となりました。

高橋教育長 以上で、秘密会を除く本日の日程は、すべて終了いたしました。傍聴の方は、ご退席をお願いいたします。

※ 秘密会

(1) 議決事項

議案第39号 教職員の人事について

高橋教育長 ただいまから、秘密会とさせていただきます。(1) 議決事項 議案第39号 教職員の人事について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

柏木参事 議案第39号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第39号 教職員の人事について 説明)

議案第27号 平成29年度湯河原町育英奨学生の承認について

高橋教育長 次に、議案第27号 平成29年度湯河原町育英奨学生の承認について、事務局から説明をお願いします。

川口課付 議案第27号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第27号 平成29年度湯河原町育英奨学生の承認について 説明)

(3) 報告事項

⑨ 平成29年度湯河原町学童保育所入所児童について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項 ⑨ 平成29年度湯河原町学童保育所入所について、事務局から説明をお願いします。

富士川課長 資料9をお願いします。

(資料に基づいて、平成29年度湯河原町学童保育所入所児童について 説明)

※ 秘密会終了

高橋教育長 それでは、次回の開催日程についてです。4月定例会は、4月19日(水)になっておりますので、ご参集いただきたいと思います。

その次の5月定例会ですが、事務局側の要望で申し訳ありませんが、5月17日(水)

または19日(金)の午後1時30分からで、第1希望としては、19日です。

早藤委員・西山委員 17日をお願いします。

高橋教育長 それでは、5月17日(水)午後1時30分から、お願いいたします。

それでは、3月定例会を終了いたします。